## 議案第10号

桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案

桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

桐生都市計画特別工業地区建築条例(昭和 38 年桐生市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(と)項第2号から第4号まで、(ち)項第2号から第4号まで及び(り)項第2号から第4号まで」を「(と)項第2号から第5号まで、(り)項第2号、第3号及び(ぬ)項第2号から第4号まで」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第10号 桐生都市計画特別工業地区建築条例の一部を改正する条例案

建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。